

公立大学法人静岡文化芸術大学公開講座等受講料の徴収に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学が主催する公開講座及び公開工房等（以下「講座等」という。）における受講料の徴収に関し、必要な事項を定める。

(受講料)

第2条 講座等を受講する者（以下「受講者」という。）からは、受講料を徴収することができる。

2 受講料の額は、講座等の開催内容及び回数に応じて、その都度、理事長が別に定める。

(徴収)

第3条 受講料の徴収は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 現金
- (2) コンビニ収納

(返還)

第4条 講座等を実施しなかったときは、受講料の全部又は一部を受講者に返還することができる。

(改廃の手続き)

第5条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。